

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>

申入書

当団体からの照会書に対して、令和年10月31日付けでのご回答を頂きありがとうございました。

貴社からの上記ご回答を踏まえて下記の通り申入れいたしますので、下記申入れについて、貴社においてご対応いただけるか否かについて、本書面到達後2ヶ月以内を目処に文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

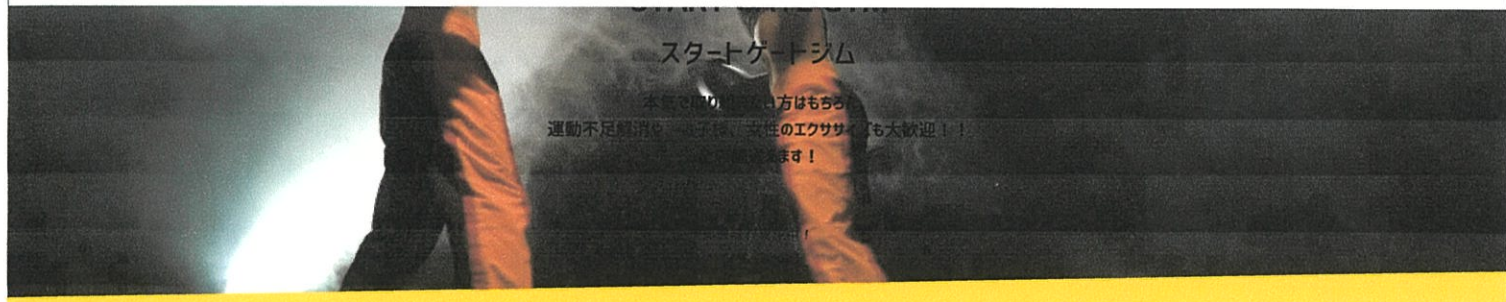
第1 申入れの趣旨

- 1 貴社が実施している「まるまる0円キャンペーン」(入会金無料・2か月分会費無料とするもの)(以下、「本キャンペーン」といいます)について、「入会月を含めず1年間は退会、休会手続きをとることができない」とする条件を削除、ないし退会・休会禁止期間について見直し、消費者契約法10条に違反しないよう削除ないし修正することを求めます。※1
- 2 会員規約9条2号を削除することを求めます。訂正しました
- 3 HPに記載のある「退会は未納月謝が清算されるまでは受理できない」との取り扱いを行わないこと、HPからの記載削除を求めます。さくじすみ

2 申入れの理由

第1、1について

貴社から提供いただいた申込書によれば、本キャンペーンの利用者は、入会月を含めず1年間は退会、休会手続きをとることができなくなる条件を課せられることとされております。



※ |

0円スタートプラン実施中!!

入会金 **10,000円** → **0円**
会費 **2ヶ月分** → **0円**
体験 **無料**

※ |

(0円スタートプラン利用時)
※ 『まるまる2ヶ月間』月謝を無料にいたします。
※ 初回月謝は、入会日より“日割り”で計算をいたします。→いつ入会してもお得！
※ 0円スタートプランを利用の際は、2ヶ月間無料期間後10ヶ月間は、休会、退会の手続きは行えません。

お問い合わせはこちら
([HTTPS://START-GATE.NET/CONTACT/](https://start-gate.net/contact/))

豊富なプログラムのスポーツジムです

スタートゲートジムは仙台市宮城野区原町と太白区長町にあるスポーツジムです。
総合格闘技をはじめ、フィットネスやエクササイズを目的としたプログラム、体を動かして健康になれるプランを幅広くご用意しております。
月々のお支払いが定額で全店舗通えるので、好きなプログラムを好きなだけ受講できます。レベルや目標に合わせてトレーナーにプログラムを組んでもらうこともできます。



料金表 PRICE LIST

コース名	入会金	会費	プラン内容
男性会員	¥ 10,000 (税別) →0円スタートプラン適用で 無料	¥ 8,000 /月 (税別) →0円スタートプラン適用で2カ 月無料	使い放題 全クラス・全施設が毎日利用可能
女性会員	¥ 10,000 (税別) →0円スタートプラン適用で 無料	¥ 6,000 /月 (税別) →0円スタートプラン適用で2カ 月無料	使い放題 全クラス・全施設が毎日利用可能
学生会員 (大学生まで)	¥ 10,000 (税別) →0円スタートプラン適用で 無料	¥ 5,000 /月 (税別) →0円スタートプラン適用で2カ 月無料	使い放題 全クラス・全施設が毎日利用可能
キッズ会員 (小学生以下)	無料	¥ 4,000 /月 (税別)	キッズクラスのみ参加可能
ビジター	入会手続き不要	¥ 3,000 /1回 (税別)	入会金なしで1日間フリータイムでトレーニング 可 全クラス・全施設が利用可能
個人 パーソナルトレー ニング	入会手続き不要	¥ 5,000 /60分 (税別)	マンツーマンレッスンで前日前予約必要 食事管理込み
ジム全スペース貸し 切り	入会手続き不要	¥ 2,500 /60分 (税別)	ジム全スペース貸し切りになります (前日前予 約必要)
レンタル (月契約)	入会手続き不要	¥ 5,000~ (税別)	詳細は、お問い合わせください
体験	-	無料/1回	初心者クラスのみ参加可能

(0円スタートプラン利用時)

※ 『まるまる2ヶ月間』月謝を無料にいたします。

※ 初回月謝は、入会日より“日割り”で計算をいたします。→1回入会してもお得！

※ 0円スタートプランを利用の際は、2ヶ月間無料期間後10ヶ月間は、休会・退会の手続きは行えません。

会員規約 スタートゲートジムについて

第1条（名称・運営組織）

本年時会員組織は「スタートゲートジム」と称します。

第2条（目的）

スタートゲートジムが定める施設（以下「施設」という）を、第3条に定める会員が利用することによって、健康増進及び豊かな格闘技ライフの創造を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域社会の活性化（宮城野区）対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条（会員）

[1]

本契約を承認の上で所定の入会手続きを行い、スタートゲートジムが会員として認めたもので且つ入会金の支払いを完了した個人を会員（以下「会員」）といたします。

[2]未成年も稽古する公共施設である当道場では、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、威圧感のある刺青をしているもの、その他反社会勢力「暴力団等反社会勢力」に属していると認められるときには入会は受け付けられないものとします。

[3]

会員は、スタートゲートジムが定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や、特別利用料金等の情報を会社が指定する方法で受け取ることができます。

[4]

会員同士は公平に施設設備、サービス利用を利用するものとし、入会時期が早かったとしても優先的権利を有しません。

また運営に関与する権利も有しません。

第4条（入会金）

[1]

会員は、同社の定める方法にて所定の入会金を支払わなければなりません。

[2]

一旦納付された入会金又は会費は、いかなる理由があっても返金されません。

[3]

会費は経済情勢の変動により変更する場合があります。

第5条（会員資格有効期間）

一度入会をされた会員は退会をしない限り無期限で会員である権利を有するものとします。

第6条（施設利用時の注意事項）

[1]

会員及び随伴者は、スタートゲートジムが定める利用約款を遵守しなければなりません。

[2]

会員及び随伴者は、施設内で以下の行為をしてはいけません。

- ① 建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為。
- ② 建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは領得する行為。
- ③ 酔態を示し、あるいは高歌吟踊する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。
- ④ 動物、ペット等を持ち込む行為。
- ⑤ 営業行為。
- ⑥ 塵芥、廃棄物を放置する行為。
- ⑦ 鉄砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為。
- ⑧ その他、公序良俗に反する行為。

[3]会員または随伴者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、会社は第三者に対し何らの義務を負いません。

第7条（施設の破損及び施設内の備品の紛失・毀損等）

[1]

会員及び随伴者が施設利用中に、会員及び随伴者の責に帰す事由により生じた施設の破損及び施設内の備品の紛失・毀損等については原則として同等施設、備品との取替えに要する費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または随伴者（随伴者による場合は当該会員が連帯して）負担するものとします。

[2]

紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随伴者は遅滞なくスタートゲートジムに報告するものとします。

第8条（遵守事項）

当ジム会員は、以下の事項を遵守しなければなりません。

(1) スタートゲートジムに届けている住所等に変更があった場合は、当ジムの定めた方法で、速やかにスタートゲートジムに届け出なければなりません。

- (2) 会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。
- (3) 会員は施設ならびに会員の権利を使用して営業行為をしてはなりません。
- (4) 入館時、施設利用にあたり入館手続きをしなければなりません。
- (5) 会員カードを紛失した場合すみやかに、再発行手数料 300 円を支払い、再発行手続きをしなければなりません。

第 9 条（休会）

1 項 休会の手続きについて

1. 休会の申告は、終了月の前月の 10 日までにに行わなければならない。※期限に関する例外は一切認めないものとする。
例) 2 月末で休会予定の場合、1 月 10・日までに申告すること。
2. 手続きが完了するまでは、いかなる理由があろうとも、当会員はスタートゲートジムに対する月極め受講料を支払う義務を有する。
3. 休会を希望する場合は、1 ヶ月以上 3 ヶ月末満から可能となる。
4. 休会から 3 ヶ月以内に再開の意向がない場合は自動的に休会解除、再開となる。
5. 休会中の復帰について月会費 1 ヶ月分を現金で支払う。
6. 休会中、当会員はスタートゲートジムに対して月額式千円を支払うものとする。

第 10 条（退会）

1. 会員はその申出により退会できます。
 2. 退会する前月の 10 日までに退会届を提出すると完了します。退会届けは当ジムで用意しております。
 3. 退会は前月の 10 日までに必ず申し出て下さい。10 日以降は翌月解約が出来ませんのでご注意ください。
 4. 退会手続きの際に一ヵ月分の会費をお預かりいたします。最終決済確認後、返金いたします。
- 振込での返金対応は一切できませんので、ジムの方に取りに来てください。

第 11 条 月会費の滞納について

1. 月会費の滞納中はすべてのレッスンに参加していただけません。お支払いが完了したのちご参加ください。
2. 月会費を滞納 3 か月分滞納した時点で退会扱いとさせていただきます。もう一度通い始める場合、滞納分を支払ったのち、入会金を支払い改めて入会してください。
3. 月会費の支払い義務は会員と当道場が交わした契約となります。道場のご利用の有無関わらず、それを拒否することは出来ません。今月は一度も自宅に帰っていないから家賃を支払わない。携帯電話を今月は一度も使っていないので使用料を支払わない。が通らないのと同じ理由です。支払い通知を無視、拒否された場合、法的な手続きを踏んだのち、ご自宅に集金にお伺いいたします。また集金に掛かった実費分は別途請求させていただきます。

第 12 条（会員資格の取消）

スタートゲートジムは会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことが出来ます。

- (1) 会員が本規約及び施設の利用約款に違反した場合。
- (2) スタートゲートジムを本人以外が使用した場合。
- (3) 会員が施設の利用規約等に反した場合。
- (4) 円滑なサービス提供を妨げる行為を行った場合。
- (5) 施設の運営を妨げ、会社の名誉、信用を傷つける行為があった場合。
- (6) 月会費の支払いを 3 ヶ月以上遅滞した場合。
- (7) 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
- (8) 金銭の貸し借りを行った場合
- (9) 政治活動を行った場合
- (10) 宗教活動を行った場合
- (11) 利益目的の営業活動を行った場合

▼反社会的勢力に対する基本方針

スタートゲートジムの反社会的勢力に対する基本方針を以下の通り公表いたします。

1. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。
; 1・2. 不当要求はこれを拒絶し、必要に応じ法的対応を行います。
3. 反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行います。

以上会員規約 1 条～ 12 条同意の上署名捺印を行いスタートゲートジム会員登録とします。

令和 年 月 日

住所

電話番号

本人署名

緊急連絡先

※未成年者保護者署名